

個人情報保護法

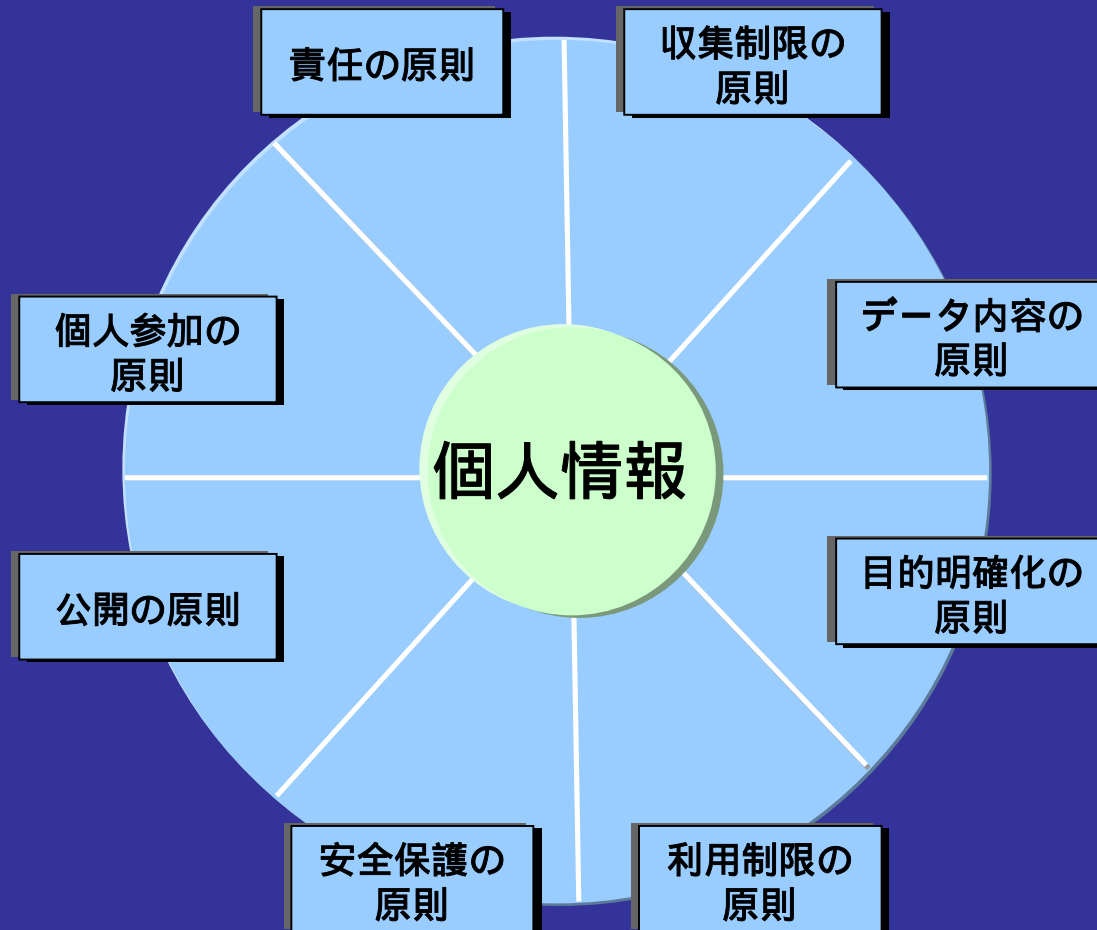
～何を準備しなければならないか～

個人情報保護法

- 2005年4月1日施行
- 個人情報取り扱い事業者が対象
(5,000件以上の個人情報を有する者)

OECDの8原則

プライバシー保護と個人データの国際流通(1980年)



個人情報とは？

- 特定の個人を識別することができるもの

・氏名
・性別
・生年月日
・その他の記述



カルテ、処方箋、手術記録、
助産記録、看護記録、検査所見記録、
エックス線写真、紹介状、
退院サマリー 等

- 公にされているかどうか。映像、音声、暗号化を問わない。
- 生存する個人に関する情報(死者の情報 = 生存者の情報の場合を含む)

保護とは？

本人の同意なく

(法令に基づく場合、救急かつ意識不明の場合、公衆衛生の向上かつ緊急の場合、を除く)

- 目的外使用の禁止
- 第三者への提供禁止

本人からの求めがあれば

- 遅滞なく開示

何が変わるのか

これまで

専門職個人
の守秘義務

これから

専門家(組織)に対する縛り

専門職個人
の守秘義務

専門職以外
の個人に
対する縛り

何を準備すれば良いのか

- プライバシーポリシーの策定
- 院内掲示(利用目的・第三者への提供)
- 開示規定の策定
- 管理体制の構築
- 規則・契約書類の見直し
- コンピュータセキュリティ
- 教育・研修

個人情報保護に関する理念および方針

プライバシーポリシー・例

当院は、個人情報の秘密保持に関し、以下に掲げる理念のもと、下記に定める方針に沿って、その保護に努めます。

- 受療者は、自身についての情報が医師および医療従事者により秘密保持されることを期待する権利を持つ。
- 秘密保持は、医師・受療者間の信頼関係の中心となるものである。
- 秘密保持についての保証なしには、受領者は良い医療を行う上で必要となる情報を医師に与えることを躊躇する恐れがある。

記

1. 当院は個人情報保護責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
2. 当院は、個人情報の取り扱いに関し、その利用目的をあらかじめ特定し公表いたします。
3. 当院が取得した個人情報は、本人の同意がない限り、これらの目的以外には一切利用いたしません。
4. 当院が保有する個人情報は、法令に基づく場合や本人が意識不明かつ緊急処置が必要である場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。
5. 当院は、個人情報保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守します。

院内掲示(1)

個人情報の利用目的<例>

当病院におけるあなたの個人情報は次の目的の為に利用されます。

- ◆ご本人に対する医療の提供
- ◆受療時のコミュニケーション
- ◆医療保険等医療費にかかわる事務処理
- ◆院内における治療方法の検討・研究
- ◆その他受療者の利益となり、病院の管理運営の改善に資する事項

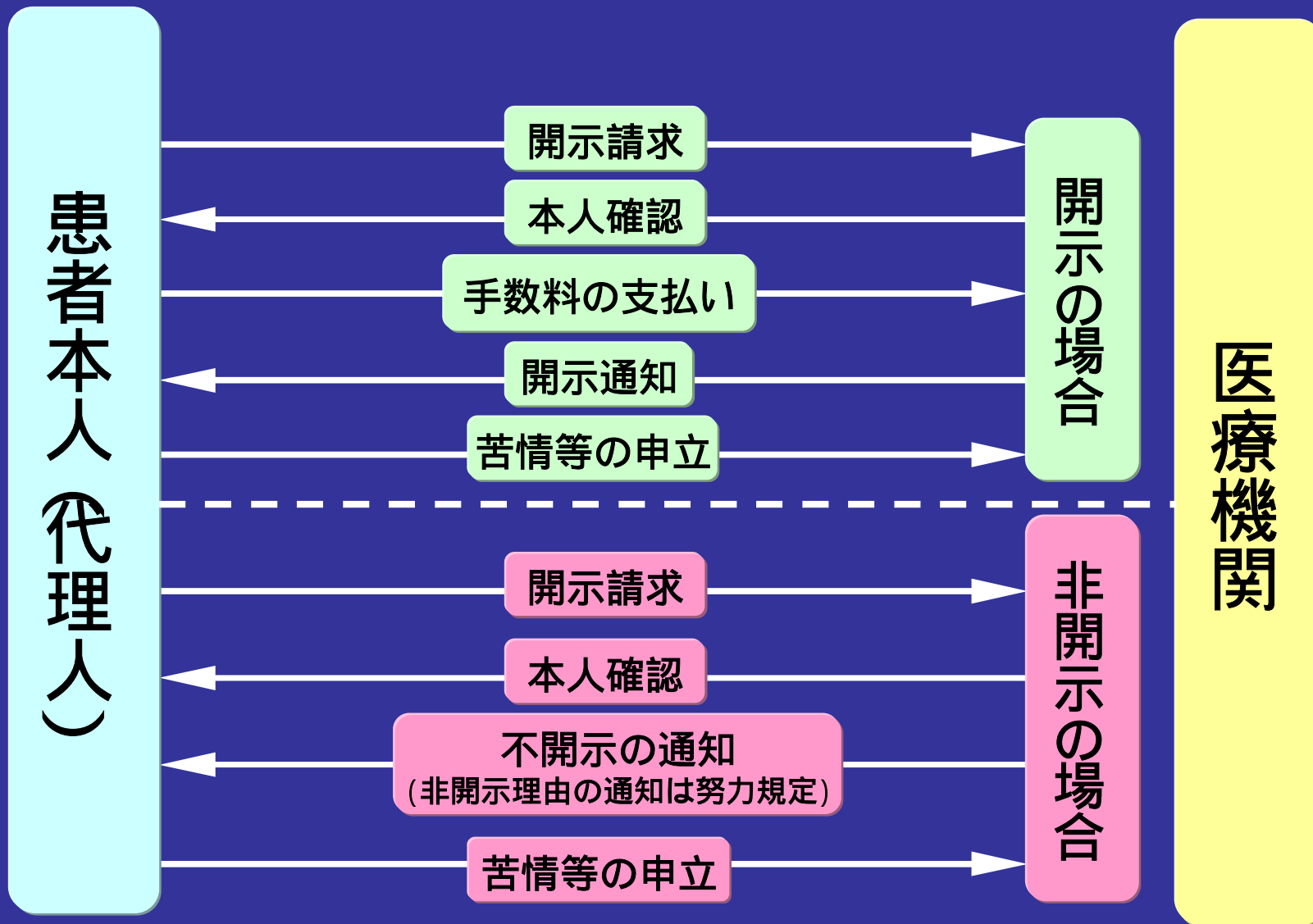
院内掲示(2)

個人情報の第三者への提供<例>

当病院では、下記の場合に、あなたの個人情報が他の医療機関等に提供される場合があります

- ◆他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ◆他の医療機関からの照会への回答
- ◆外部の医師などの意見・助言を求める場合
- ◆検体検査等業務の委託やその他の業務委託
- ◆家族等への病状説明
- ◆審査支払機関へのレセプト提出
- ◆審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ◆受療のための呼び出し
- ◆入院病室への名前の提出
- ◆その他第三者への提供が受療者の利益をもたらす事項

開示規定の策定(1)



開示規定の策定(2)

不開示理由

本人または第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害する恐れがある場合

例) 患者の状況等について家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者に該当情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害する恐れがある場合 (厚労省ガイドライン)

例) 症状や予後、治療経歴等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的な影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合 (厚労省ガイドライン)

個人情報のある場所確認

目的

- “思わぬところ”を潰しておく
- 個人情報のあり場所を共通の認識としておく
 - 入退室
 - 施錠等の盗難予防対策
 - 物理的な保護

管理体制の構築

- 情報管理責任者(C.I.O)の任命
- 報告・連絡・相談体制の一元化
- 苦情処理体制

規則・契約書等の見直し

- 就業規則
- 雇用契約
- 業務委託契約書

など

コンピュータセキュリティ

- レセコン
- 電子カルテ
- 個人のコンピュータ

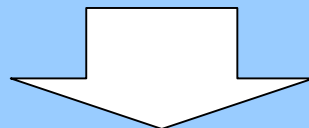
教育・研修

- C.I.O.教育

個人情報保護団体による担保

- 従業員教育

院内研修



実行の証拠を残すこと

教育・研修

個人情報保護法

- 主務大臣による助言・勧告・命令
- 主務大臣の命令に従わない場合
 - 6ヶ月以下の懲役
- 又は
- 30万円以下の罰金
- 事実上の行政処分的取り扱い
- 損害賠償請求
- マスコミ等による社会的制裁

守秘義務

- 6ヶ月以下の懲役
- 又は
- 10万円以下の罰金
- 損害賠償請求

流れ作りの例

TBC事件

● 事件の概要

- エステサロンTBCが管理していた39,000人(一説による50,000人)分の顧客情報がネット上に流出

● 弁護士への対応

- 弁護士団(弁護士団代表 紀藤正樹)が結成され、TBCプライバシー被害弁護士団のHPで訴訟への参加を呼びかけた



集団訴訟化

- 委任状をHPからダウンロードし、手付金20,000円を振り込めば、原告に加わることが出来る
- 訴訟が決着し、原告団に経済的利益があった場合には弁護士報酬を差し引いて、利益を分配する。